# 鳥取県沿岸漁業改善資金事務取扱要領

昭和55年 5月30日

改正 平成16年12月 6日

改正 平成18年 5月24日

改正 平成19年 3月30日

改正 平成20年 8月18日

改正 平成22年 3月 1日

改正 平成23年 7月19日

改正 平成24年 3月30日

改正 平成25年 6月25日

第1章 総 則

## (趣 旨)

第1条 沿岸漁業改善資金(以下「改善資金」という。)に関する事務の取扱いについては、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年1月鳥取県規則第1号。以下「規則」という。)及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準(昭和55年1月鳥取県告示第60号。以下「貸付基準」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

#### (貸付けの基本方針)

- 第2条 改善資金は、沿岸漁業従事者等が、自主的にその経営の改善等を行うことを積極的に助長する ための奨励措置として貸し付けるものであり、その内容は次のとおりとする。
  - (1) 経営等改善資金

沿岸漁業(内水面漁業を含む。以下同じ。)の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を 図る必要があると認められる近代的な漁業技術又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止 のための施設等の導入に必要な資金。

(2) 生活改善資金

沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入及び高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るため、これらの者が共同して行う水産動植物の採捕、若しくは養殖、若しくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金。

(3) 青年漁業者等養成確保資金

近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修及び沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金。

## 第2章 貸付の基準等

#### (貸付回数)

- 第3条 同一の沿岸漁業従事者等に対する貸付けは、原則として貸付内容(自動操だ装置等ごとの種類をいう。)ごとに1回限りとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
  - (1) 新しい施設・機器・資材等の導入により技術の内容等が高度化若しくは変化し、又は燃料油の消

費の節減若しくは大気汚染物質(窒素酸化物(NOx)等)の放出の低減をすること等により、沿岸 漁業の経営若しくは操業状態の改善又は生活の改善に資することが認められる場合

- (2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法・漁場等の転換があり、同一の貸付内容であっても、新たに導入しようとする機器等が既に導入している機器等と技術的に異なる場合
- (3) 補機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業 又は漁ろう作業省力化機器が異なる場合
- (4) 新養殖技術導入資金の種苗に対する貸付けで、1回の貸付けでは、その効果が判定しがたい場合 (ただし、この場合2回を限度とする。)
- (5) 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種若しくは養殖技術の転換を行う場合 合又は漁場の利用方法の転換を鳥取県等の指導を受け、年次計画を立てて行う場合
- (6) 資源管理型漁業推進資金又は環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、当該資金以外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合
- (7) 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であって、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的又は効果的な使用に資するものであると認められる場合
- (8) 借受者が災害を受け、本資金により導入しようとする技術又は生産方式の改善等が未達成の状態となったと認められる場合
- (9) 研修教育資金の国内研修の場合(ただし、この場合2回を限度とする。)
- (10) 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合

(貸付けの対象としない事業等)

第4条 改善資金の貸付けの対象とする機器、設置又は装置(以下「機器等」という。)は、第15条の 規定による貸付決定通知があった後設置、購入等する機器等とし、当該通知前に自己の資金又は他か らの資金の調達等によって設置、購入等に着手し、又は設置、購入等が完了している機器等は、貸付 けの対象としないものとする。

(貸付けの対象としない経費)

- 第5条 次に掲げる経費については、改善資金の貸付けの対象としないものとする。
  - (1) 貸付基準に定める貸付対象機器等に該当しないものがある場合における当該機器等の経費
  - (2) 手持ちの機器等又は自己労働(貸付申請者が個人である場合における当該個人及びその世帯員の 労働、貸付申請者が個人で共同しているもの又は団体である場合であって個々の沿岸漁業従事者等 別に貸付けに係る機器等を施行するときにおける当該個人及びその世帯員の労働をいう。)を評価 した経費

(貸付けの対象とする機器等の基準)

第6条 改善資金の貸付けの対象とする機器等の基準は、規則及び貸付基準の定めるもののほか、別表 のとおりとする。

(貸付けの額)

第7条 貸付けの額は、規則及び貸付基準に掲げる貸付限度額又は貸付申請額のいずれか低い額(千円 未満の端数は切り捨てる。)とするものとする。

(貸付金の償還方法)

第8条 貸付金の償還は、均等年賦支払の方式によるものとする。ただし、当該方法により算定した額 に千円未満の端数が生ずる場合は、その端数の総和を第1回目に支払うものとする。

(約定償還期日)

第9条 貸付けの決定において定める償還(以下「約定償還」という。)の期日は、貸付の決定をした 日に応じ原則として、3月、6月、9月又は12月の20日の日とするものとする。

(保証人又は担保)

- 第10条 貸付申請者は、規則第7条の規定により連帯保証人を立てなければならない。この場合において、貸付申請金額が400万円以下の場合は、その連帯保証人の数は、2名とし、400万円を超える場合は、3名以上とする。
- 2 連帯保証人は、借受者が団体である場合には、団体の構成員のうち、当該借受けによって受益するものがなることとする。
- 3 担保の対象物件は、借受人が沿岸漁業改善資金を借り受けることによって取得した物件を優先することが望ましいが、債権管理の要請にも配慮することとする。

## 第3章 貸付けの申請

(貸付けの申請)

第11条 貸付申請者は、規則第8条の規定により沿岸漁業改善資金貸付申請書(規則様式第1号)、事 業計画書(様式第1号)(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平 成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。) 第14条の場合には同法第5条第3項に規 定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進 に関する法律(平成20年法律第45号。)第10条の特例の場合には同法第5条第2項に規定する認定生 産製造連携事業計画を、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産 物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)第11条の特例の 場合には同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含むこととする。)、見積書等及び図面 等の書類並びに申請者及び連帯保証人の財産調書と所得を証明する書類等(以下「貸付申請書類」と いう。)を、その者(その者が農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者(以下 「認定中小企業者」という。)である場合にあっては当該認定中小企業者と共同で農商工等連携促進 法第8条第1項の認定農商工等連携事業を実施する規則第2条第1項第1号から第3号までに掲げる 者と、その者が六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者(以下「促進事業者」という。)で ある場合にあっては当該促進事業者が行う六次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置に関し同条 第1項の認定を受けた規則第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者とする。以下この条におい て同じ。)の住所地又は事務所の所在地を地区とする漁業協同組合(以下「漁協」という。を経由し て知事に提出しなければならない。ただし、特別の理由により漁協を経由して提出できない者は、そ の者の所在地又は事務所の所在地の市町村の長を経由して提出することができる。

## (貸付申請書類の取扱い)

- 第12条 漁協又は市町村の長は、前条の規定により貸付申請書類の提出を受けたときは、遅延なく書類の点検を行い、鳥取県沿岸漁業改善資金貸付審査基準(平成16年12月13日制定。)に定める審査表により審査を行いこれを添付し、貸付けに対する長(漁協にあっては、組合長又は支所長)の意見を付して、水産課長又は境港水産事務所長(大山町以西の漁協、漁協支所又は市町村の長にあっては、境港水産事務所、琴浦町以東の漁協、漁協支所又は市町村の長にあっては、水産課)に送付するものとする。
- 2 水産課長、境港水産事務所長は、前項の規定により貸付申請書類の送付を受けたときは遅滞なく書類の点検を行い、次に掲げる事項について意見を付して知事に提出するものとする。
  - (1) 改善資金を導入することの必要性
  - (2) 漁業振興上の意見

(貸付申請書類の控えの保存)

第13条 貸付申請者、漁協、市町村及び境港水産事務所は、貸付申請書類の控えをそれぞれ保存しておくものとする。

#### (貸付申請書類の審査)

- 第14条 知事は、規則第8条の規定により貸付申請書類の提出を受けたときは、次に掲げる事項について審査する。なお、改善資金の貸付けの適否について疑義が生じる場合は、必要に応じて鳥取県信用漁業協同組合連合会(以下「信漁連」という。)及び鳥取県漁業信用基金協会から意見を聴き、審査の参考とするものとする。
  - (1) 規則及び貸付基準の規定に照らして適当と認められるかどうか。
  - (2) 事業計画及び資金計画が妥当で、その実行が確実であるかどうか。
  - (3) 償還計画が妥当で、その履行が確実と認められるかどうか。
  - (4) 保証その他の信用補充が妥当と認められるかどうか。

## 第4章 貸付けの決定

### (貸付けの決定)

- 第15条 知事は、前条の貸付申請書類の審査、第12条第1項の貸付けに対する長の意見及び同条第2項 の水産課長又は境港水産事務所長の意見を参しゃくし、規則第9条第1項の規定により貸付けの決定 を行うものとする。
- 2 規則第9条第3項の規定による貸付けの決定の通知は、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(様式第 2号)により行うものとする。

#### (借用証書の提出)

- 第16条 貸付けの決定を受けた者(以下「借受者」という。)は、規則第10条の規定による沿岸漁業改善資金借用証書(規則様式第2号)を、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書を受けとった日から10日以内に信漁連の長に提出するものとする。
  - この場合において、10日以内に借用証書の提出ができないときは、あらかじめその旨及びその理由 を通知するものとする。
- 2 信漁連の長は、前項の規定により通知を受けた場合は、その内容を検討し、必要に応じ、漁協の長を通じる等して、借受者に適宜の指示をするとともに、知事に対してその通知書類等の写しを送付するものとする。
- 3 信漁連の長は、沿岸漁業改善資金借用証書を貸付金の全部が償還されるまでの間保管するものとする。

## (貸付決定後の状況変更の申請)

- 第17条 借受者は、貸付金の全額を償還するまでの間において次の各号のいずれかに該当するときは、 沿岸漁業改善資金貸付変更申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。
  - (1) 償還期間又は据置期間の変更
  - (2) 貸付対象事業のうち次に掲げるものの変更、ただし、貸付けの目的の範囲内で事業量及び事業費の減少を伴わないものを除く。
    - ア 機器の購入にあっては、その型式又は性能
    - イ 施設(装置、設備、機器等の集合体であって一体的に機能するものを含む。)の設置、施設の 機能、性能、容積、容量又は規模
    - ウ 資材の購入、種苗の購入及び餌料の購入にあっては、性能又は種類、数量
    - エ 新養殖技術導入にあっては対象魚種
    - オ 研修教育にあっては、研修内容及び日数等
  - (3) 連帯保証人の変更又は減員、又は担保の変更、滅失又はき損
  - (4) 借受者が団体である場合において、個々の沿岸漁業従事者等別に貸付けに係る事業を実施すると

きの当該事業の施行者の変更

- (5) 借受者の住所地の変更等により所属漁協の変更
- (6) 貸付金で設置した事業の改造、目的外使用、譲渡、交換、貸与若しくは使用の中止又はその運営 を他人へ委託するとき
- (7) 貸付けの対象となった事業を中止し、又はその全部を廃止しようとするとき
- 2 前項の申請は、第11条及び第12条の規定の例により行うものとする。

(貸付決定後の状況変更の報告)

第18条 借受者は、貸付けの対象となった機器等の設置、購入等の完了が予定期間内に完了しない場合 には速やかに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(貸付決定後の状況変更の届出)

- 第19条 借受者は、貸付金の全額を償還するまでの間において、次に掲げる場合には、遅滞なく沿岸漁業改善資金貸付状況変更報告書(様式第4号)により知事に届け出るものとする。
  - (1) 借受者の氏名、名称若しくは代表者氏名の改名若しくは改称又は住所変更
  - (2) 連帯保証人の氏名の改名又は住所の変更

(貸付決定の変更)

第20条 知事は、第17条の承認を行ったときは、規則第9条第3項の規定の例により通知するとともに、 必要に応じて貸付決定の変更を行うものとする。

(貸付台帳の整備)

第21条 信漁連の長は、第15条の規定による沿岸漁業改善資金貸付決定通知書を受けたときは、沿岸漁業改善資金貸付者台帳(様式第5号)を作成し、借受者の事業実施経過を常時把握するとともに、当該借受者に対する指導の経過を記録しておくものとする。

## 第5章 貸付けの実行

(貸付金の資金の交付)

第22条 県は、信漁連に対し、貸付金の貸付実行(借受者に貸付金を交付することをいう。以下同 じ。)に要する資金を当該貸付実行事務に支障をきたさない範囲内の時期に交付するものとする。 (信漁連の貸付実行)

第23条 信漁連は、借受者から第16条の規定により沿岸漁業改善資金借用証書の提出を受けたときは、その内容について審査し、沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(様式第2号)に記載された資金交付日に、借受者名義の別段預金口座に振り込むものとする。

(口座の設置)

第24条 信漁連は、前2条の県との資金の受け払いについては、沿岸漁業改善資金口座(以下「口座」という。)を設けて行うものとする。

(貸付金の留保の禁止)

第25条 信漁連は、第22条及び第23条の規定により貸付金の交付を受けた資金の全部又は一部を、借受者の意思に反して貯金、仮受金等として留保してはならない。

(貸付実行報告)

第26条 信漁連は、第23条の規定により貸付実行したときは、沿岸漁業改善資金貸付実行報告書(様式 第6号)を農林水産部長に送付するものとする。

(借受者の別段預金口座から貸付金を払い出す方法等)

第27条 信漁連は、貸付金の払出しを次の各号に掲げる事項を遵守して行うものとする。

- (1) 使途不明のまま、現金を無計画に手渡すことをさけ、貸付申請書類に記載された貸付けに係る事業のため使用されることを請求書、納品書等で確認し、かつその使途等の内容及び払出しの経過を適宜記録したのち行うこと。
- (2) 資金の実際の需要時にすること。

(貸付実行に係る精算報告)

第28条 信漁連は、毎年度(4月1日から3月31日まで)貸付実行が完了したときは、鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号)第79条第2項の規定により受託歳出金精算報告書(様式第7号)を提 出しなければならない。

#### 第6章 事業の実施

#### (事業の完了報告)

- 第29条 借受者は、貸付けに係る事業を完了したときは、規則第11条第2項の規定により、当該事業完了後20日以内に沿岸漁業改善資金借受事業完了報告書(様式第8号)を第11条及び第12条の規定に準じて、知事に提出しなければならない。
- 2 水産課長又は境港水産事務所長又は、沿岸漁業改善資金借受事業完了報告書の送付を受けたときは、 速やかに借受者の貸付けに係る事業完了状況等を調査し、その結果及び借受者の当該事業実施中の指 導状況について、沿岸漁業改善資金借受者調査書(様式第9号)により農林水産部長に報告するもの とする。

#### (事業実施状況の調査)

- 第30条 知事は、その職員をして、借受者が貸付けに係る事業を適正に実施しているかどうかについて 適宜調査させるものとする。
- 2 知事は、前項の調査の結果、借受者が規則第12条各号の一に該当し、又は違法又は不当な行為をしていることが判明したときは、直ちに同条の規定による期限前償還の請求その他の措置を講ずるものとする。

(信漁連の事務処理状況等の調査)

- 第31条 知事は、その職員をして、信漁連が改善資金に関する事務処理等を適正にしているかどうかに ついて適宜調査させるものとする。
- 2 知事は、前項の調査の結果、信漁連が違法又は不当な行為をしていることが判明したときは、直ち に所要の措置を講ずるものとする。

#### 第7章 繰上償還、期限前償還及び支払い猶予

## (任意の繰上償還)

- 第32条 借受者は、規則第6条のただし書の規定により繰上償還しようとするときは、沿岸漁業改善資金繰上償還届(様式第10号)を知事に提出するものとする。
- 2 前項の沿岸漁業改善資金繰上償還届の提出は、第16条の規定の例により行うものとする。

(変更決定又は状況変更等に伴う繰上償還)

- 第33条 借受者は、次の各号の一に該当する場合において、直ちに当該各号の掲げる金額を繰上償還するものとする。
  - (1) 第20条の規定により貸付決定の変更に伴い貸付金額が減額されたとき 当該減額された額
  - (2) 貸付対象事業に要した経費が貸付決定金額より下回り、貸付金の決定額が超えたものとなったと

#### き 当該超えた額

(繰上償還等に伴う償還計画の変更)

- 第34条 知事は、第32条又は前条の規定により繰上償還(第30条第2項、第31条第2項及び第35条の規定による繰上償還を含む。)があった場合においては、次項以下に定めるところにより償還した者の償還後の約定償還計画の変更を行い、その内容を沿岸漁業改善資金償還計画変更決定通知書(様式第11号)により、信漁連に通知するものとする。
- 2 当該償還した日がその年度の約定償還期日前であって、償還額がその年度の約定償還金の額未満の 場合、その年度の約定償還額と当該償還額の差額を当該年度の約定償還額とする。
- 3 当該償還した日がその年度の約定償還期日前であって償還額が、その年度の約定償還金の額を超えている場合は、翌年度以降の約定償還額の総和と当該超える額との差額を翌年度以降の償還回数で除して得た額を翌年度以降のそれぞれの年度の約定償還額とする。この場合において、当該除して得た額に千円未満の端数が生じる場合は、その端数の総和は、翌年度の約定償還額とする。
- 4 知事は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定による約定償 還計画の変更決定が行われたものとみなして同項の規定による変更決定の内容の通知を行わないもの とする。
  - (1) 第2項に掲げる場合
  - (2) 第3項に掲げる場合であって、当該償還により貸付金の全部が償還されたこととなったとき又は 次年度が最終の約定償還日の属する年度であるとき

(期限前償還の請求)

- 第35条 知事は、規則第12条の規定により期限前償還の請求をしようとするときは、沿岸漁業改善資金 期限前償還請求書(様式第12号)により借受者に請求するものとする。
- 2 前項の請求書は、信漁連を経由して行うものとする。

(支払猶予の申請)

- 第36条 規則第13条第1号の災害は、暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、火災及び盗難等をい うものとする。
- 2 規則第14条の申請は、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書(規則様式第3号)に支払の猶予を 必要とする理由を証明する書類を添えて、支払期日の30日前までに、知事に提出しなければならない。
- 3 前項の申請は、第16条の規定の例により行うものとする。

(支払猶予の決定)

第37条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかにこれを審査し、支払を猶予することが適当であると認めたときは、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書(様式第13号)により信漁連を経由して借受者に通知するものとする。

#### 第8章 償還金の徴収

(収入の調定)

第38条 信漁連は、償還金(違約金を含む。以下同じ。)に係る収入の調定を鳥取県会計規則第10条から第13条までの規定の例により行うものとする。

(信漁連の納入通知書の作成等)

- 第39条 信漁連は、収入の調定をした時は、納入通知書を作成し、借受者に交付するものとする。
- 2 信漁連は、借受者に対する納入通知書の交付を、約定償還日(期限前償還の請求があった場合においては、その支払期限。以下同じ。)の15日前までに行うものとする。

(償還金の納付)

- 第40条 借受者は、信漁連に償還金を納付するものとする。
- 2 信漁連は、前項の規定により償還金の納付を受けたときは、償還金の納付者に対し、領収書を交付 するものとする。

(償環金の取扱い)

- 第41条 信漁連は、前条の規定により償還金の納付があったときは、知事に対し、翌月10日までに当該 償還金を払い込むものとする。
- 2 信漁連は、償還金の受け払いを口座により行うものとする。

(償還金の収納報告)

第42条 信漁連は、前条の規定により償還金を収納したときは、沿岸漁業改善資金償還報告書(様式第 14号)により農林水産部長に報告するものとする。

(違約金)

- 第43条 規則第16条の規定により徴収する違約金の計算に1円未満の端数が生じたときは、これを切り 捨てるものとする。
- 2 信漁連は、借受者から償還金又は期限前償還金の納入があった場合において、当該納入が支払期日 を経過しているときは、違約金を当該借受者が支払うように配慮するものとする。

(借用証書の返環)

第44条 信漁連は、借受者から貸付金の全部が償還されたときは、遅滞なく第16条第3項の規定による 保管に係る借用証書を借受者に返還するものとする。

(償還金に係る計算報告)

第45条 信漁連は、償還金を県に払い込んだときは、その都度、鳥取県会計規則第26条第3項の報告を 行うものとする。

## 第9章 事務の委託

(公金事務の委託)

第46条 知事は、改善資金に係る公金の徴収、収納及び支出、支払の事務を行うため、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項及び第165条の3第1項の規定に基づき、信漁連に対し、公金の徴収、収納及び支出、支払の事務を委託するものとする。

(債権の保全及び督促)

第47条 信漁連は、改善資金に係る債権の保全につき常時注意するものとする。

- 2 信漁連は、借受者に対する、期限前償還の請求又は保証人又は担保の追加若しくは変更をする必要 があると認めるときは、その旨を知事に報告するものとする。
- 3 信漁連は、償還期限を過ぎても償還金の納付がない場合においては、借受者に対し、鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第16号)第4条及び第5条の規定の例により沿岸漁業改善資金償還金督促状(様式第15号)を発行するものとする。
- 4 信漁連は、償還金が督促状に指定された期限を過ぎてなお納付されないときは、借受者ごとにその 事情を調査し、知事に報告するものとする。
- 5 信漁連は、水産課と共同して延滞した償還金の回収に当たるものとする。

(口座に生じた利息)

第48条 信漁連は、毎年度の4月20日までに、前年度において口座に生じた利息の状況を沿岸漁業改善資金口座利息状況報告書(様式第16号)により農林水産部長に報告するとともに、当該利息を県に納付するものとする。

(貸付状況等の報告)

第49条 信漁連は、貸付又は償還があったときは、貸付状況、償還状況、延滞状況等及び当月末における貸付残高を沿岸漁業改善資金貸付状況等報告書(様式第17号)により、翌月の10日までに農林水産部長に報告するものとする。

(委託料等)

- 第50条 公金事務及び保全事務の委託料等は、次の計算により算出した金額の合計額とする。
  - (1) 当該年度に交付した貸付金の累計額の1.0パーセントに相当する金額
  - (2) 当該年度返済を受けた償還金の累計額の0.5パーセントに相当する金額
  - (3) 過年度より延滞中の貸付金であり、かつ約定償還日より6か月を経過した貸付金について、回収できた金額の3パーセントに相当する金額
  - (4) 上記の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額
- 2 知事は、前項の委託料を一括して信漁連に支払うものとする。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年5月24日から施行する。

附則

この改正は、平成19年3月30日から施行する。

附則

この改正は、平成20年8月18日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 施行日前に、第15条の規定による貸付けの決定を受けたものは、改正後の鳥取県沿岸漁業改善 資金事務取扱要領の規定にかかわらず従前の例による。

附則

この改正は、平成23年7月19日から施行する。

附則

この改正は、平成24年3月30日から施行する。

附則

この改正は、平成25年6月25日から施行する。

## 別表 (第6条関係)

資金 の別	資金の種類	機器等	基準	備  考
経	1 操船作業省 力化機器等設 置資金	(1) 自動操だ装 置	1 操だ装置は、電装装置又は油圧装 置によって駆動すること。 2 電子制御方式を備えること。	工事費、検査 手数料(当該 機器部分に限 る。)につい
		(2) 遠隔操縦装 置	1 推進機関の回転速度の増減、クラッチのかん脱、操だ等が機関室以	ても貸付対象 とする。ただ
等			外の場所において行える装置であること。 2 制御装置は、電動装置又は油圧装	し、(1)、(2) 又は(3)の設 置に係る漁船
改		(3) サイドスラ	置によって駆動すること。 1 電動装置又は油圧装置によって駆	が船舶安全法 第2条第1項 の適用のある
善		スター	動すること。     2 腐食及び漁網等の絡みを防止する 対策が施されたものであること。	漁船であると きには、当該 漁船が同法第
資		(4) カラーレー	1 物標を3階調以上表示するもので	5条第1項第 3号の臨時検
金		ダー	あること。(ただし、低輝度表示方式のものを除く) 2 電波法(昭和25年法律第131号) 第4条による免許を受けたものであること。	査、同項第1 号の定期検査 又は同項第2 号の中間検査 を受け、こ
		(5) 自動航跡記 録装置	「漁業新技術開発事業の型式認定事業 における基準適合型式名の通知につい て」(昭和58年11月21日付け58水海第 3583号水産庁長官通達)(以下「適合 型式名の通知について」という。)に 基づく漁ろう情報プロッタ装置型式認 定基準に適合すること。	にと条当係法項いと合格貸と機機の第2の漁船ではいる。このは、に同1なる当のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
		(6) GPS受信機	「適合型式名の通知について」に基づく漁船用GPS受信機型式認定基準に適合すること。	と該法項をにと器舶規6をにるをは機第の受合又等安則の受適こ受に器6予け格はに全第準け合とけは等条備、す当係法65備、しのる、が第検こる該る施条検基て確こ司同3査れこ機船行の査準い認と

資金 の別	資金の種類	機器等	基準	備  考
経				を貸付けの条 件とする。
営	2 漁ろう作業 省力化機器等 設置資金	(1) 動力式つり 機	「適合型式名の通知について」に基づく自動釣機型式認定基準に適合すること。	工事費につい ても貸付対象 とする。
等		(2) ラインホー ラー等の揚縄 機	「適合型式名の通知について」に基づ く漁業用投・揚縄装置型式認定基準に 適合すること。	
善善		(3) ネットホー ラー等の揚網 機	「適合型式名の通知について」に基づ く漁業用揚網機型式認定基準に適合す ること。	
資		(4) 巻取りウイ ンチ	「適合型式名の通知について」に基づ く漁業用巻取りウインチ型式認定基準 に適合すること。	
金   		(5) 放電式集魚 灯	「適合型式名の通知について」に基づ く集魚灯設備型式認定基準に適合する こと。	
		(6) 漁業用クレ ーン	「適合型式名の通知について」に基づ く漁業用クレーン型式認定基準に適合 すること。	
		(7) 漁獲物等処 理装置	1 漁獲物等の水揚げ、運搬及び選別 並びに市場、加工場等への出荷前の 一次処理のための機器等であるこ と。 2 漁獲物等の水揚作業又は水揚げ後 の漁獲物等の処理作業の省力化が図 られるものであること。 3 漁船及び車両は含まないこと。	
		(8) 海水冷却装置	「適合型式名の通知について」に基づ く漁船用海水冷却装置型式認定基準に 適合すること。	
		(9) 海水殺菌装 置	<ol> <li>漁獲物等への残留性及び悪影響がないこと。</li> <li>漁船に搭載する場合には、振動等による破損を防止するための対策が施されているものであること。</li> </ol>	

資金の別	資金の種類	機器等	基準	備  考
経		(10) 漁業用ソ ナー	「適合型式名の通知について」に基づ く漁業用ソナー型式認定基準に適合す ること。	
営等		(11) カラー魚 群探知機	「適合型式名の通知について」に基づ く魚群探知機型式認定基準に適合する こと。	
改		(12) 潮流計	「適合型式名の通知について」に基づ く超音波式船速潮流計測装置型式認定 基準に適合すること。	
善	3 補機関等駆動機器等設置 資金	(1) 補機関(動力取出装置付きの推進機関を含む)	<ul><li>1 冷態始動が可能であること。</li><li>2 調整装置は、75パーセント負荷と 無負荷の間で、整定回転数105パーセント以内に制御できること。</li></ul>	補機関には動 力取出装置付 きの推進機関 を含む。
金			なお、補機関に動力取出装置付きの 推進機関を含む場合は、前述の基準に 代え、次のとおりとする。 1 歯車減速機付きディーゼル機関で あること。 2 動力取出装置には強固な外部軸受 装置及びクラッチを備えること。	工事費につい ても貸付対象 とする。
		(2) 油圧装置	1 常用圧力の1.5倍を超えない圧力でセットされた安全弁を有すること。 2 油圧ポンプはディーゼル機関又は電動機により駆動され、振動等による悪影響のないよう緩衝装置を有すること。	
	4 燃料油消費 節減機器等設置資金	(1) 漁船用環境 高度対応機関	1 機関の本体が、「漁業技術再開発事業の型式認定事業における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用環境高度対応機関型式認定基準(以下「環境高度対応機関型式認定基準」という。)に適合すること。ただし、ディーゼル船外機関型式認定基準(以下「ディーゼル船外機関型式認定基準」という。)、ガソリン船外機関においては、環境保全型ガソリン船外機関型式認定基準に適合すること。	機関のようシャインでは、 がプロトをはいる。 では、では、 では、では、 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 では、できる。 できる。

資金 の別	資金の種類	機器等	基準	備	考
			2 機関(ガソリン船外機関を除 く。)は、燃料油の消費を節減する ため機関の出力を制限できる燃料最 大噴射量制限装置及び最大回転数制 限装置を取り付けたものであるこ と。		
等			3 燃料最大噴射量制限装置及び最大 回転数制限装置は、「動力漁船の性 能の基準の取扱いについて」(昭和		
改			48年12月17日付け48水海第4360号水 産庁長官通知)に基づく小型機関制 限装置機能基準に適合したものであ		
善		(2) 定速装置	ること。 「漁業技術再開発事業の型式認定事業		
資			における基準適合型式名の通知について」に基づく漁船用推進軸動力利用装置型式認定基準(以下「推進軸動力利		
金			用装置型式認定基準」という。) に適合すること。		
		(3) 発光ダイオ ード式集魚灯	「適合型式認定について」に基づく発 光ダイオード式集魚灯設備型式認定基 準に適合すること。		
	5 新養殖技術 導入資金	養殖施設の設置に必要な質量である。とは質量を受ける。とは質量を受ける。とは質性を受ける。というでは、というでは、は、変して、ないでは、は、変して、ないでは、は、変して、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは	1 当該水域への当該養殖技術の導入につき、漁業調整上の支障がないこと。 2 当該水域において当該養殖技術の普及度が展示で対象果を有当該人のものであること。 3 当該大師のあることの対象を有当該人のであることの対象を有当該人のであること。 4 当該技術のであることの表殖技術であること。 4 当該応のためととのであること。 6 養殖技術ではいけずによる養殖技術では、次水魚の海水馴化に係る養殖技術で、洗剤を開いて、対けずによる養殖技術を対象が、対けずによる養殖技術を対象が、対けずによる養殖技術を対象が、対けずによる養殖技術を対象が、対けずを用いて行うが割り、式養殖に係る養殖技術		

資金 の別	資金の種類	機器等	基準	備	考
経			オ 養魚用水の循環利用による養殖 技術 カ 太陽熱及び廃熱を応用した省燃		
営			料化の養殖技術 キ 調餌廃液処理施設等を用いて汚 濁防止を行う養殖に係る養殖技術		
等			<ul><li>○対象魚種</li><li>魚類:あいご、あいなめ、あじ類、あなご、あまだい、あゆ、いさき、</li></ul>		
改			いしだい、うなぎ、かさご類、かれい、きす、きゅうりうお類、こい類、さけ類、さより、すずき、		
善			てらぴあ、どじょう、なまず、 にべ、たい類、とらふぐ、はぎ 類、はぜ、はたはた、はた類、は		
資			まふえふき、ひらめ、ぶだい、べ ら、ぺりやじ、ぼら、まぐろ、め		
金			じな 貝 類: あかがい、あきり、あわび、いざえい、たいにやがいなり、しじみ、真珠母 貝、たにし、とこぶし、ときががい、よるぼう、しじみ、ほかがい。 貝、たにい、はまいい、みるめ、いぎす、くびれずた、い、みるめ、いぎひじき、もずく、かからとえがいる。ないが、しゃこ、ががに、したとえがに、ながに、び、はいがに、び、はいかに、でががに、はいかれたで、はいかない。 頭足類: いか、むし、うに、えらこ、でかいまっぽん、なまこ、ほや		
	6 資源管理型漁業推進資金	資行のと で理性の ででは、 ででは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	ア 水産資源の適正な管理を目的として次に掲げるいずれかの取決めが締結され、かつ、当該取決めに基づき、資源管理措置を実施するものであること。 (ア)海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第13条第1項の認定を受けた資源管理協定 (イ)水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条の2第1項の認可		

資金 の別	資金の種類	機器等	基準	備	考
経		器等の購入又は 設置及び漁獲物 の付加価値の向	を受けた資源管理規程 (ウ)海洋生物資源の保存及び管理に 関する法律(平成8年法律第77号)		
凿		上を行うのに必 要な活魚出荷の ための船上活魚	第14条第1項の認定を受けた協定 (エ)(ア)から(ウ)までに準ずる取決め であって次に掲げる事項を定めた		
等		装置、蓄養施設 等又は加工のた めの施設(加工	もの(以下「資源管理計画等」という。) であること。 ①資源管理の対象となる漁場並び		
改		機械、選別機、洗 浄機、包装機、冷 凍冷蔵庫等を含	に水産資源及び漁業の種類 ②水産資源の管理方法 ③資源管理計画等の有効期限		
善		む。)の設置	④資源管理計画等に違反した場合 の措置 ⑤その他必要な事項		
資			イ 当該水域において当該漁業生産方 式の普及度が十分でなく、当該漁業 生産方式の導入が展示的効果及び波		
金			及的効果を有するものであること。 ウ 当該水域への当該漁業生産方式の 導入につき、漁業調整上の支障がな いこと。		
	7 環境対応型養殖業推進資金	養悪と容善要動倉養のしを養必いけけ着培給生装び殖化しまをな給庫殖確て使殖要けすす物養装装置こ漁防てま行造餌等魚保漁用をなす、洗駆器置置等別場止投方う粒機ののを網し行高、自浄除、、、のら環を餌法の機、設安目防なう耐金動機用酸水ば設に境目ののに、飼置全的汚いの波網網、生素流っ置関の的内改必自料、性と剤でに性いい付物供発気及連	ア 養殖漁場環境を目的と、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量が変換を目の内容・量が変換を適正化し、投餌の中漁とので変換を改善し、及び事品のである。のでは、という。とれるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		

資金 の別	資金の種類	機器等	基準	備  考
経		して必要な餌料 成分分析機、水 質・底質測定機、	生産方式の導入が展示的効果及び波 及的効果を有するものであること。 ウ 当該水域への当該漁業生産方式の	
営		残留検査・肉質 検査機器、蓄養 施設、医薬品、	導入につき、漁業調整上の支障がないこと。	
等		飼料、水産廃棄 物高度処理機、		
改		ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガ		
善善		ー、漁場管理ソ フト等の購入又 は設置		
資金	8 乗組員安全 機器等設置資 金	(1) 転落防止用 手すり	<ul><li>1 甲板室囲壁等に取り付けるストームレールの設置。</li><li>2 室内に設けるストームレールの設置。</li><li>ただし、ブルワークは含まない。</li></ul>	工事費につい ても貸付対象 とする。
		(2) 安全カバー 装置	1 漁ろう機械、甲板機械の歯車等運動部の囲い及びおおい。 2 駆動装置(操だ用を含む。)の運動部等通常の作業の際、接触するおそれのある部分の囲い及びおおい	
		(3) 揚網機安全 装置	揚網機に体を巻き込まれた際に、揚網機を緊急に停止させる装置及び巻き込まれた状態で揚網機を操作することができる装置を備えていること。	
	9 救命消防設 備購入資金	(1) 救命胴衣	船舶安全法第6条の4第1項の型式承 認を受け、同項の検定に合格したもの であること。	工事費につい ては貸付対象 としない。 ただし、
		(2) 消火器	上に同じ。	(1)、(2)、 (3)及び(4)に
		(3) イーパブ	上に同じ。	(3)及い(4)に ついては、船 舶安全法第 6
		(4) レーダート ランスポンダ	上に同じ。	条の4項の型 式承認を受 け、同項の検
		(5) 小型漁船緊 急連絡装置	緊急時に自動又は手動により船舶名及 び発生位置等の情報(信号)が漁船に	定に合格したものであるこ

資金 の別	資金の種類	機器等	基準	備考
経営			搭載された無線機を通じて海岸局側の 無線機に発信されるものであるこ と。	と。
等。改善善	10 漁船転覆防止機器等設置資金	(1) 漁獲物の横 移動防止装置	1 小型漁船安全規則(昭和49年農林 ・運輸省令第1号)第8条の規定に より又は準用して、船の幅の1/2を 超える幅の魚そうに設置する漁獲物 の横移動防止装置 2 1以外で船の幅の1/2を超えない 幅の魚そうであっても、使用上漁獲 物の横移動防止のため、荷止板等を 設置するもの	工事費につい ても貸付対象 とする。
資			3 漁獲物を魚そうに収容する前、漁 獲物を一時的に甲板上に置くための 魚溜め	
金		(2) 甲板下の魚 そう設置	1 甲板上に設置する活魚そうに代えて、甲板下に活魚そうを設ける改造に限る。 2 甲板上で常設する魚そうに代えて甲板下に魚そうを設置する改造に限る。	
	11 漁船衝突防 止機器等購入 等資金	(1) レーダー反 射器	有効反射面積10㎡以上であるもの。	工事費につい ても貸付対象 とする。
	· 节貝 亚	(2) 無線電話	1 1 W以上 5 W以下の無線送受信装置であること。 2 船舶局に限り、持ち運び式は含まない。	۷ کا ۵۰
	12 漁具損壊防 止機器等購入 資金	(1) 標識灯	漁具に取り付けるブイで、夜間視界が 良好な場合において、少なくとも2海 里以上離れた所から視認できる灯火で あるもの。	工事費につい ては貸付対象 としない。
		(2) レーダー反 射器付きブイ	有効反射面積2㎡以上であるもの。	
生活改善資金	1 生活合理化 設備資金	(1) し尿浄化装 置又は改良便 そう	し尿を長時間ばっ気方式によりし尿浄化槽に流し浄化するものであり、浄化槽は専用モーターを使用して、ばっ気槽内の汚水を撹拌し、好気性微生物の働きを活用することにより、吸収、同化、酸化を受けた液を沈澱分離し、上	

資金 の別	資金の種類	機器等	基準	備	考
生活			澄み液を消毒の上放流する構造を有するもの、又はくみ取り式の便そうで貯りゅう槽とくみ取り槽とを組み合わせた構造であり、漏水しないよう完全な防水措置が施されたものとする。		
改善善		(2) 自家用給排 水施設(動力ポ ンプを除く。) (3) 太陽熱利用			
資	2 住居利用方式改善資金	温水装置 居室、炊事施設、 衛生施設、家事 室等	既存の家屋内部の改造とする。		
金	3 婦人・高齢 者活動資金	水捕、を動等、 大大大 大大 大	婦人又は60歳以上の高齢者であって現に沿岸漁業に従事している者がその構成員の過半を占めている団体であり、地域の特性を生かした自立的な活動であり、かつ漁家の婦人・高齢者に生きがいを感じさせ、社会的役割を感じさせる活動であること。		
青年漁業者等養成確	1 研修教育資金	(1) 国内研修	原則として5日を超える期間の国内研修で、水産関係研修機関の研修コースを受講する研修又は知事が推薦する沿岸漁家で滞在して受ける研修であること又は小型船舶操縦士、特殊無線技士、潜水士等の沿岸漁業に従事するうえで必要な資格を取得するための講習を受講するものであること。		
保資金		(2) 国外研修	原則として30日を超える期間の国外研修で、次に定める外国の教育研修機関において、又は当該外国の受入機関が推薦する近代的な沿岸漁業を営んでいる者のもとで、滞在して受ける研修であること。		

資金 の別	資金の種類	機器等	基準	備	考
青年			○アイスランド、アメリカ、イギリス、 イタリア、デンマーク、ノルウェー、 カナダ、ロシア、タイ、中国及びフィ リピン、ニュージーランド、オースト ラリア他知事が水産庁長官と協議して 定める国		
漁 業 ***	2 高度経営技 術習得資金	パソコン及び関 連機器、ソフト ウェア、ファク シミリ並びに制 御装置(制御用	1 青年漁業者又はその組織する団体が情報関連機器又は制御装置等を 導入し、当該青年漁業者が、当該情報関連機器を用いて各種経営情報 の収集・活用・施設の効率的な管理		
者 等 養		コー、各種で関連 一、人類)及の関連 機器(制御装置 と直接連動する 部分に限力 で で で で の は で の は に り の に り の は り の は り に り の り の り の り の り の り の り の り の り の	等を行う技術を習得するものであって、経営能力の高度化に資するものであること。 2 沿岸漁業の生産性向上に資するとともに、将来、広範に普及すると見込まれる経営方法又は技術であること。		
成	3 漁業経営開始資金	漁船の建造、取 得又は改造費 用、機器又は施	1 この資金の借受主体は、青年漁業 者又はその組織する団体であって、 次に掲げる事項のすべてに該当する		
確		設の設置費用、漁具・種苗又は一個料の購入費用	ものとする。 ア 当該地域の中核的な沿岸漁業者 となり得る資質及び能力を有する		
保		等経営に必要な 一切の経費とす る。ただし、2 のイに該当する	こと。 イ 沿岸漁業経営の担当者として必 要な基本的知識及び操業方法をあ る程度習得していること。		
資		ものであって漁船を承継するもの又は2のウに	2 本資金の貸付の対象となる沿岸漁 業の経営は、次に掲げる事項のい ずれかに該当するものとする。		
金		該当するは漁船では を は は は な り り り り り り り り り り り り り り り り	ア 漁業外からの新規参入者その他の 沿岸漁業経営の承継者でない者が新 たに開始する経営 イ 沿岸漁業経営の承継者が開始する 経営 ウ 将来、沿岸漁業経営を承継するこ とが見込まれる者が、近代的な沿岸 漁業の経営方法又は技術を実地に習 得するため新たに開始する一の区分 された沿岸漁業者又はその組織する 団体の導入しようとする経営又は技 術が、当該水域における沿岸漁業の		

資金 の別	資金の種類	機器	等	基	準	備	考
青				振興上必要かつ適こと。			
年				係るものである場	営が漁業権漁業に 合には、漁業権の		
漁				行使が可能である と。 5 2のア及びイの	経営にあっては、		
業				を明確にした経営 後の基本経営方針	のための年次計画 計画及び計画達成 が定められている		
者					かる資金の貸付に 船が船舶安全法第		
等				ときには、当該漁 受け、これに合格	のある漁船である 船が臨時検査等を することを貸し付		
養				5年法律第178号)第	た、漁船法(昭和2 第4条の適用のな 動力漁船の性能の		
成				基準(昭和57年7月 示第1091号) に適 条件とする。	6日農林水産省告 合していることを		
確					置し又は備え付け 金の貸付に関して 確保する観点か		
保				省力化機器等設置	金「1 操船作業 資金」及び「9 資金」の備考欄た		
資				だし書の例による	こととする。		
金							